

～新型コロナウイルス感染拡大に伴う農業者向け緊急対策について～

相談窓口を開設しました！

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている農家に対し、いぶすき農業支援センター内に相談窓口を設置しました。

農業経営が悪化した農業者に対し、以下の緊急支援を行います。

詳細やご相談については、問い合わせ先へお尋ねください。

1. 新型コロナウイルス緊急対策支援資金貸付（指宿市農業振興促進基金の拡充）

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、申請時点の直近の収入が前年同時期より10%以上減収（見込み）する市内認定農業者及び認定新規就農者
- 貸付限度額 50万円／農家
- 貸付対象 運転資金（種苗費、肥料費、農薬費、その他諸材料費など）
- 貸付利子 無利子
- 償還期間 5年均等償還（1年据置可）
- 保証人 連帯保証人1人

2. 収入保険制度加入加速化支援

- 対象者 市内青色申告農家（予定者含む）
- 支援内容 これまで実施している2年目加入補助金を1/3から1/2へ拡充し、収入保険制度の加入促進を図る。

3. 農林水産業セーフティネット資金（日本政策金融公庫の案内）

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、申請時点の直近の収入が前年同時期より10%以上減収（見込み）する市内認定農業者及び認定新規就農者など
- 融資限度額 1,200万円／農家
- 貸付利子 無利子
- 償還期間 10年以内（3年据置可）

【問い合わせ先】

指宿市十二町 301 番地(いぶすき農業支援センター)

指宿市農政課農業制度係 0993-22-2111(内線 711)